

御幸老人いこいの家地域交流スペース利用に関するルール

平成 28 年 11 月 9 日
社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会

(目的)

第 1 条

このルールは、高齢福祉等に係る技術の研修、各種社会福祉団体の交流、地域福祉の活動、地域住民の集い、地域住民の多目的な活動等を促進し、もって社会福祉の推進を図る目的のための施設である御幸老人いこいの家地域交流スペース(以下「地域交流スペース」という。)の利用に関して必要なルール(必要な事項)を定めるものとする。

(名称及び場所)

第 2 条

地域交流スペースの名称および場所は、次のとおりとする。

名称：御幸老人いこいの家地域交流スペース

場所：川崎市幸区紺屋町 33-1

(管理者)

第 3 条

地域交流スペースの管理者は、社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会(以下「幸区社協」という。)とする。

(管理運営)

第 4 条

管理者は、施設を常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて最も効率的に適正かつ効率的に運営するように努めなければならない。

尚、管理運営についての協議事項は、幸区社協事務局内で協議し、運営委員会に報告するものとする。

(利用対象)

第 5 条

- (1) 幸区内在住の方で、10 名以上で構成する地域交流スペース利用登録の団体と幸区社協が必要と認める団体とする。
- (2) 利用者の年齢制限は、設定しないものとする。

(利用日および利用時間)

第 6 条

地域交流スペース利用日および利用時間は以下の通りとする。

- (1) 月曜日から土曜日の 9 時から 16 時まで開館し、利用可とする。
- (2) 年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日及び祝日は閉館する。
- (3) 敬老の日は開館する。

(利用の登録申請)

第7条

施設を利用しようとする団体は、地域交流スペース利用登録申請書（第1号様式）を御幸老人いこいの家管理人(以下「管理人」という。)経由で幸区社協に提出しなければならない。

但し、御幸老人いこいの家を利用しようとする団体は、川崎市老人いこいの家団体利用申請書を別途、提出しなければならない。

(利用の登録許可・登録承認)

第8条

幸区社協は、前条の規定により提出された申請書を審査し、第1条の目的に該当すると認めるときは、地域交流スペース利用登録承認(不承認)通知書（第2号様式）を管理人経由で申請団体に交付するものとする。

但し、以下については、利用を認めないものとする。

- (1) 第1条の目的に該当しない活動の利用。
- (2) 営利を目的とする活動の利用。
- (3) 政治・宗教に関する活動の利用。
- (4) 社会通念に反する活動の利用。
- (5) 講師に謝礼を支払っての活動の利用。

(利用の受付)

第9条

地域交流スペース利用登録の団体が地域交流スペースを利用する場合は、地域交流スペース利用申請書（第3号様式）を管理人経由で幸区社協に提出しなければならない。

- (1) 社会福祉活動団体またはボランティア活動団体の受付

①申請書提出期限：利用の12ヶ月前から2週間前まで。

- (2) 地域住民の集いまたは地域住民の多目的な活動団体の受付

①申請書提出期限：利用の3ヶ月前から2週間前まで。

(利用の許可・承認)

第10条

幸区社協は、前条の規定により提出された申請書を審査し、第1条の目的に該当すると認めるときは、地域交流スペース利用許可(不許可)通知書（第4号様式）を管理人経由で申請団体に交付するものとする。

(利用回数の調整)

第11条

利用が増加した場合は、管理人が利用団体と協議の上、利用回数を調整するものとする。

(使用料)

第12条

使用料は、無料とする。

(利用の遵守事項)

第 13 条

利用の許可を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用のキャンセルは、利用 2 日前（午前 9 時～午後 4 時）までに管理人に電話連絡をすること。
- (2) 申請・許可を受けた利用目的以外に使用しないこと。
- (3) 利用の権利を転じないこと。
- (4) 秩序を乱す行為をしないこと。
- (5) 施設内での喫煙および飲酒をしないこと。
- (6) 使用した備品及び設備は、利用終了の時間内に地域交流スペース施設利用責任者点検票（第 5 号様式）に基づき、原状に回復・整理して地域交流スペース施設利用責任者点検票を管理人に提出すること。
- (7) 自転車で来所した場合は、指定の駐輪場に止めること。
- (8) 火気を使用しないこと。
- (9) 火災及び盗難の防止に努めること。
- (10) 酒気を帯びて来所しないこと。
- (11) 地域交流スペースから老人いこいの家スペースに移動する際は、スリッパは脱ぐこと。
- (12) トイレ使用は、エレベーター奥の外トイレを使用すること。
- (13) ゴミは持ち帰ること。
- (14) 前各号に掲げる事項のほかは、幸区社協または管理人の指示に従うこと。

(その他)

第 14 条

このルールに追加が必要となった場合は、幸区社協事務局内で協議し、ルールに追加するものとする。

(警報による判断基準)

第 15 条

午前 8 時 45 分現在、各種警報が川崎市に発令されている場合は、午前中を休館とする。

但し、午前 11 時 30 分時点で各種警報が解除または注意報になった場合は、午前 12 時 00 分より開館する。

(施行期日)

このルールは、平成 28 年 11 月 9 日から施行する。

(第1号様式)

地域交流スペース利用登録申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会 様

申請者

団体名 _____
代表者名 _____ 印
住 所 川崎市幸区 _____
電話番号 _____ () _____

次のとおり登録を申請します。

登録団体名			
構成員人数	人	活動年数	年
団体の活動の分野	福祉 環境 ごみ 防災 まちづくり 地域住民 その他 () ※該当する分野を丸で囲む、複数回答可		
団体の活動内容			
地域交流スペースの利用内容			
連絡責任者名	住 所	川崎市幸区	
	電話番号	()	

※利用に際し、以下の活動を行わないことを承諾します。

- ①御幸老人いこいの家地域交流スペース利用に関するルール第1条の目的に該当しない活動の利用。
- ②営利を目的とする活動の利用。
- ③政治・宗教に関する活動の利用。
- ④社会通念に反する活動の利用。
- ⑤講師に謝礼を支払っての活動の利用。

(第2号様式)

地域交流スペース利用登録承認（不承認）通知書

平成 年 月 日

団体名 _____
代表者 _____ 様

社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会
会長 佐藤 忠次

平成 年 月 日付けで申請がありました件につきまして、次のとおり決定いたしましたので、通知します。

決定区分	承認 ・ 不承認
不承認の理由	
遵守事項	※利用に際し、以下の活動を行わないこと。 ①御幸老人いこいの家地域交流スペース利用に関するルール第1条の目的に該当しない活動の利用。 ②営利を目的とする活動の利用。 ③政治・宗教に関する活動の利用。 ④社会通念に反する活動の利用。 ⑤講師に謝礼を支払っての活動の利用。

地域交流スペース利用申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会 様

申請者

団体名 _____

代表者名 _____ 印

住 所 川崎市幸区 _____

電話番号 _____ () _____

御幸老人いこいの家地域交流スペース利用に関するルールを守り、次のとおり利用したいので、申請します。

利用目的	行事名 (内容)		
	<input type="checkbox"/> 会議 <input type="checkbox"/> 講義 <input type="checkbox"/> 講習 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 大会 <input type="checkbox"/> 食事サービス <input type="checkbox"/> ミニデイ <input type="checkbox"/> 機能訓練 <input type="checkbox"/> その他 ()		
利用責任者	笠原 好美	利用人数	10 人
利用日 時間帯	平成 年 月 日 () 午前・午後	時 分 ~	午前・午後 時 分
	平成 年 月 日 () 午前・午後	時 分 ~	午前・午後 時 分
	平成 年 月 日 () 午前・午後	時 分 ~	午前・午後 時 分
	平成 年 月 日 () 午前・午後	時 分 ~	午前・午後 時 分
	平成 年 月 日 () 午前・午後	時 分 ~	午前・午後 時 分
	平成 年 月 日 () 午前・午後	時 分 ~	午前・午後 時 分
	平成 年 月 日 () 午前・午後	時 分 ~	午前・午後 時 分
	平成 年 月 日 () 午前・午後	時 分 ~	午前・午後 時 分
連絡責任者名	山本 直美	住 所	
		電話番号	()
摘要			

(第4号様式)

地域交流スペース利用許可（不許可）通知書

平成 年 月 日

団体名 _____
代表者 _____ 様

社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会
会長 佐藤 忠次 印

平成 年 月 日付けで申請がありました件につきまして、次のとおり決定いたしましたので、通知します。

決定区分	許可 ・ 不許可			
不許可の理由				
利用目的	行事名（内容）			
	<input type="checkbox"/> 会議 <input type="checkbox"/> 講義 <input type="checkbox"/> 講習 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 大会 <input type="checkbox"/> 食事サービス <input type="checkbox"/> ミニデイ <input type="checkbox"/> 機能訓練 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
利用日 時間帯	平成 年 月 日（ ）	午前・午後	時 分 ~	午前・午後 時 分
	平成 年 月 日（ ）	午前・午後	時 分 ~	午前・午後 時 分
	平成 年 月 日（ ）	午前・午後	時 分 ~	午前・午後 時 分
	平成 年 月 日（ ）	午前・午後	時 分 ~	午前・午後 時 分
	平成 年 月 日（ ）	午前・午後	時 分 ~	午前・午後 時 分
	平成 年 月 日（ ）	午前・午後	時 分 ~	午前・午後 時 分
	平成 年 月 日（ ）	午前・午後	時 分 ~	午前・午後 時 分
	平成 年 月 日（ ）	午前・午後	時 分 ~	午前・午後 時 分
	平成 年 月 日（ ）	午前・午後	時 分 ~	午前・午後 時 分
	平成 年 月 日（ ）	午前・午後	時 分 ~	午前・午後 時 分
遵守事項	①利用するときは、必ず、本通知書を持参すること。 ②利用するときは、御幸老人いこいの家地域交流スペース利用に関するルールを遵守すること。 ③御幸老人いこいの家地域交流スペース利用に関するルールのほか、幸区社協または管理人の指示に従うこと。 ※施設内は全面禁煙です。			

(第5号様式)

地域交流スペース施設利用責任者点検票

社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会 様

下記のとおり確認しましたので、報告いたします。

利用目的	行事名 (内容)		
	<input type="checkbox"/> 会議 <input type="checkbox"/> 講義 <input type="checkbox"/> 講習 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 大会 <input type="checkbox"/> 食事サービス <input type="checkbox"/> ミニデイ <input type="checkbox"/> 機能訓練 <input type="checkbox"/> その他 ()		
団体名			
利用責任者		利用人数	人
利用日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
電 気	室内・廊下 消灯		備考欄 (お気づきの点が御座いましたら、ご記入下さい。)
	洗面所 消灯		
	玄関 消灯		
	冷暖房 確認		
整 理 整 頓	座卓 片付け		
	座布団 片付け		
	椅子 片付け		
	備品類整頓		
そ の 他	戸締り確認		
	警報機器のセット	確認印 (管理人)	

※該当する全ての項目を点検し、点検したら、丸印を枠内にご記入下さい。